

不法無線局の取締に関して、  
総務省 東北総合通信局 電波監理部 調査課 に伺い内容をお聞きしてきました。

#### 不法無線局取締の内容

##### 無線局免許制度の概要

無線局を開設しようとする者は、原則として総務大臣の免許を受けなければなりません。（電波法 第4条）

総務大臣の免許がないのに無線局を開設し、又は運用した者には罰則が定められています。

「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」電波法110条、114条

そして、次の要件を満たしたとき無線局を開設したこととなります。

- ・電波を発射しうる状態にある
- ・無線設備を操作する者を配置している
- ・運用する意志がある

上記の状態をもう少し解説すると、

- ・電波を発射しうる状態にあるとは、アンテナを設置し、無線設備の電源を接続し、スイッチ操作一つで電波を発射できる状態、又はそれと同等の状態を指します。アンテナの設置や、電源への接続がされていなくても、それらが容易かつ即座に出来る状況にあり、直ちに無線局として運用できるような場合は、「電波を発射しうる状態にある」と解されます。
- ・無線設備を操作する者を配置しているとは、その無線設備を操作する能力のあるもの（無線従事者の資格が無い場合も含む）が配置されているか、あるいは自ら操作する状況にあることを指します。自分の車の運転席付近に無線設備を設置し運転手がいる場合は、特段の事情がない限り、「無線設備を操作する者を配置している」と解されます。
- ・運用する意志があるとは、個々の具体的状況により、客観的状況から推定することになります。例えば、運転席付近に無線設備を取り付け電波を発射できる状態にして、その車両を運転する場合は、特段の事情がない限り、「運用の意志がある」と解されます。

東北総合通信局は、海上保安庁との合同で船舶における不法無線局の取締を実施しています。摘発の状況として直近では次の様な案件がありました。

東北総合通信局（局長：井澤 一郎）は、7月14日(火)から7月15日(水)の

2日間、不法電波から電波利用環境を保護することを目的として、釜石海上保安部と合同で、岩手県釜石市、大船渡市及び山田町の漁港において船舶に設置した不法無線局の取締りを実施しました。

取締りの結果、3名（3隻）を電波法違反容疑で摘発しました。

##### 被疑者の概要等

- ・船舶に不法無線局（不法アマチュア無線）を開設していた岩手県釜石市在住の男性（58歳）
- ・船舶に不法無線局（不法アマチュア無線及び不法パーソナル無線）を開設していた岩手県大船渡市在住の男性（44歳）
- ・船舶に不法無線局（船舶用無線）を開設していた岩手県下閉伊郡山田町在住の男性（71歳）

東北総合通信局にお聞きした内容は以上のとおりです。

電波法に対する臨検は、東北総合通信局電波監理部単独、海上保安庁単独および合同でも行うそうです。

上記を基に、我々として注意しなければならない状況としては、

まず一義的に、船に乗せている無線設備（アマ無線、国際／マリンVHF、レーダー装置、イーパブ（衛星非常用位置指示無線標識）等、電波を発信する機械）に対し、適正な無線従事者の配備とともに、アマチュア無線局や船舶局の局免許を得ていなければなりません。

特に意識になりにくいシチュエーションとしては、次の様な状況が考えられます。

- ・霧が怖いのでレーダーを電気屋さんから買ってきて取りつけた
- ・国際レース等で設置義務がある国際VHFやイーパブを買った
- ・中古艇を購入したら、無線機／レーダーが付いていた
- ・ハンディー無線機を船に置いていた

です。あり得る状況かと思えます。注意しましょう。

もし、使用しない場合は、上記の”無線局を開設したと見なす状況”を回避する処置」をしておかねばなりません。すなわち、

- ・アンテナやアンテナケーブルの取り外し
- ・無線装置への電源供給回路取り外し

該当する機器がある場合は、至急上記を参考として対応をお願いします。

2009.07.31

MORC 副理事長 森田